



2026年2月12日

各 位

会 社 名 株式会社エルアイイーエイチ
(コード番号 5856 東証スタンダード市場)
代表者名 代表取締役社長 山口 和也
問合せ先 取締役 三浦 功
(TEL. 03-6458-6913)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、2026年3月期第3四半期の決算手続き中において、当社連結子会社の株式会社なごみ設計（以下「なごみ設計」といいます）にて、当社がこれまで把握していなかった進行中の訴訟が発覚いたしました。

なお、提起されている訴訟の損害賠償請求額、当社の決算数値への影響等を踏まえ、今般開示することといたしました。

記

1. 訴訟が提起された日

- (1) 訴訟のあった裁判所 東京地方裁判所
- (2) 提起された日 2024年5月1日
- (3) 株式会社なごみ設計への訴状送達日 2024年5月20日

2. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

なごみ設計は、委託請負をしている工事業務において、孫請けの委託会社にて、作業中の死亡事故が発生いたしました。

なお、原告は死亡事故の被害者の親族であり、なごみ設計に対して、作業中の使用者責任、及び被害者に対する安全配慮義務違反があったとして、なごみ設計に対して、不法行為責任を追及し、賠償を求める訴訟を提起しました。

3. 訴訟を提起した者の概要

- 氏 名 被害者遺族ら3名
- 住 所 東京都

4. 訴訟の内容及び損害賠償請求金額

- (1) 訴訟の内容：損害賠償請求事件
- (2) 訴訟物の価額：総額100,819千円

5. 今後の見通し

当社は、2026年3月期第3四半期の決算手続き中において、当社連結子会社のなごみ設計にて、これまで把握していなかった進行中の訴訟が発覚し、また、本訴訟のもととなる死亡事故については、当社が2024年5月30日に、当社がなごみ設計の株式取得を決議するよりも以前の2024年4月18日であったことが分かりました。

なお、当時のなごみ設計の取締役会議事録では、当時当社の代表取締役であった1名が、なごみ設計の取締役を兼務しており、当該代表取締役が少なくとも当該死亡事故についての報告を受けていたことが記載されております。

よって、当社がなごみ設計の株式を取得する際における事実経緯、及び当該連結子会社の株式取得のプロセスにおいて、検証を行う必要があることを認識いたしました。

より詳細かつ正確に事実関係を把握し、検証を実施するためには、独立性・中立性・専門性の高い調査委員会を設置する必要があると判断したため、当社とは利害関係を有しない外部の専門家を委員長とし、外部の専門家で構成される特別調査委員会を設置する準備を進めております。

なお、当社としましては、今後、原告の主張及び請求内容を精査したうえで適切に対処してまいります。

また、今後、本件訴訟による当社への業績への影響等、開示すべき事項が判明した場合は、速やかにお知らせいたします。

株主・投資家の皆様、お取引先をはじめとする関係者の皆様に、多大なるご迷惑・ご心配をおかけすることとなりましたことを、深くお詫び申し上げます。

以上